

税のたより

個人町民税の減税実施について

財政厳しい折ではございますが、皆様の負担を少しでも軽減し、生活の支援と経済の活性化を目的に個人町民税の減税を行います。

減税の内容は、所得の低い方ほど減税率が高くなるような方法としました。

この減税により負担が軽くなった分は、地元経済の活性化のため、大治町内で消費していただきますよう、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

大治町長 岩 本 好 広

平成23年度

個人町民税の減税を実施します

近年の経済状況の悪化が、町民の皆さんの生活に影響を与えているため、税の負担を少しでも軽減し、生活の支援および経済の活性化を図る目的で町民税の減税を実施します。

減税の対象者

平成23年1月1日現在、本町に住所がある方のうち、平成22年中の収入により平成23年度の個人町民税が課税される方

減税の率

個人町民税のうち均等割を1000円(標準税率3000円)に、所得割を56%(標準税率6%)に引き下げます。

※個人町民税は、個人県民税と合計した額で納めていただきますが、今回の減税は個人町民税の部分であり、個人県民税についてはこれまでどおりです。

※減税の対象所得は、給与、事業、公的年金等の雑所得などの総合課税に係る所得であり、土地等の譲渡、退職金などの分離課税に係る所得は減税の対象とはなりません。

減税額の通知

具体的な減税額につきましては、給与からの特別徴収の方には5月中旬以降に勤務先を通じてお届けする特別徴収税額の決定通知書を、また、普通徴収の方や公的年金からの特別徴収の方は6月にお送りする納税通知書をご覧ください。

問い合わせ先

役場 税務課
内線175・176

固定資産税の納付について

5月は固定資産税第1期の納期です。今月上旬に平成23年度分納税通知書を発送しますので、納期限(5月31日(火))までに納付してください。振替納税をお申し込みの方

は納期限の前日までに預貯金の残高をご確認ください。

今年度から納付場所について、役場、金融機関等に加え町指定のコンビニエンスストアで納付していただけますのでご利用ください。ただし、納付書記載の金額が30万円以下、バーコードのあるものに限り

ます。また、納期前納付報奨金について交付率と限度額をそれぞれ「0.1%」「1万円」に変更します。

問い合わせ先

役場 税務課
内線178・179

自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(火)は自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、4月下旬に県から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

なお、名義変更・廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われ

ていない可能性がありますのでご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、西尾張県税事務所にご連絡ください。

問い合わせ先

西尾張県税事務所
☎0586(45)3170
🌐<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

日 時

5月14日(土)・15日(日)
午前8時30分～正午
午後1時～5時

場 所

役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問い合わせ先

役場 収納課
内線122・123